

政府決定(平成20年6月12日)に基づき 後期高齢者医療保険料が見直されました

1 保険料の軽減割合を拡大します

平成20年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・特別徴収開始通知書等を送付しましたが、下記の対象となる方については、保険料がさらに軽減されます。8月以降に送付します減額後の保険料額変更決定通知書にてご確認ください。

平成20年度の均等割額(46,700円)が
7割軽減されている方(年額14,000円)



均等割額が一律8.5割軽減となります。
(年額6,900円)

「保険料のもととなる所得金額」(*)が
58万円(年金収入211万円)以下の方



所得金額が一律5割軽減になります。
(*)総所得金額-33万円

2 保険料のお支払い方法の選択ができます

本年4月より年金から差し引き(特別徴収)で納付いただいている方、または本年10月より年金からの差し引き(特別徴収)で納付いただく予定となる方のうち、下記のいずれかの要件を満たす方は、お申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことができるようになりました。

- ①国民健康保険税を確実に納付されていた方(本人)が口座振替により納付する場合(国保の世帯主で滞納のなかった方が対象です。)
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主であるお子さんや配偶者の口座より納付する場合
※①、②とも口座振替依頼の手続きが必要となります。

後期高齢者担当窓口にお申し出いただいた後、速やかに年金からお支払いを中止する手続きを行いますが、約3カ月程度の時間がかかります。ご了承ください。

社会保険の被扶養者の特別措置について

【対象となる方】後期高齢者医療制度に加入する前日に、社会保険の被扶養者であった方

社会保険(政府管掌健康保険・共済組合など)の被扶養者であった方は、新たに保険料をお支払いいただきますが、制度加入時から2年間は所得割額がなく、均等割額については5割軽減されます。ただし、この軽減措置を受けるためには、社会保険の保険者(事業主)へ資格喪失届を提出する必要があります。
※保険料=均等割額(46,700円)+所得割額(8.62%)

《必ずご確認ください!!》

社会保険の被扶養者の方で、後期高齢者医療保険料額決定通知書に記載されている保険料額が、均等割額2,300円となっているかご確認ください。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122・123